

発達障害者圏域支援センターへの地域支援マネジャーの配置について

本府では、平成19年度から6圏域に「発達障害者圏域支援センター」を設置し、発達障害に関する相談支援を行っています。

今後、地域の中核である圏域支援センターの地域支援機能の強化を図るため、圏域支援センター業務の見直しを進めます。

1 現状

- 圏域支援センターでは、各圏域における発達障害児者のニーズ、課題、地域資源等の実態に応じて相談支援を行うとともに、関係機関連携の中心的な役割を担っている。
- 府の圏域支援センターとして実施する相談支援と、市町村から委託される相談支援が混在している状況。
- 圏域支援センターに求められる役割は、各圏域の実態に応じて様々。

2 課題

- 直接の相談対応が増加している圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。

3 対応案

- 圏域支援センターの地域支援機能の強化を図ることを目的に、発達障害者地域支援マネジャーを配置
- 地域支援マネジャーは、圏域の状況に応じた支援体制の整備を図る。
具体的には、市町村・事業所へのバックアップや、困難ケースへの支援等を通じて研修の機会を提供する他、家族支援を実施する。
- 令和5年度は、各圏域支援センターの地域支援マネジャーを通じて、各圏域の課題等を視える化し、府として必要な対応を検討する。
- 「発達障害者支援の課題と方向性」の見直しの中で、各圏域における地域支援マネジャーの役割を検討し、次期障害福祉計画等（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）へ反映する。